

第●条（事業者による契約解除）

事業者は、次の各号のいずれか一つに該当したときは、何らの通知、催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。

- ① 利用者の言動が、施設職員や他の利用者の生命又は身体に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつ通常の介護方法ではこれを防止することが困難であると判断される場合
- ② . . .